電気契約種別定義書

エネワン LP プラン

令和6年9月1日実施

株式会社エネワンでんき

目次

	適用	
2	実施期日	. 1
3	本定義書の変更	. 1
4	定義	. 1
5	 単位および端数処理	. 1
6	エネワン LP プラン S	. 1
	エネワン LP プラン L	
	日割計算	
9	その他	. 4

1 適用

- (1) この電気契約種別定義書(以下「本定義書」といいます。)は、株式会社エネワンでんき(小売電気事 業者登録番号 A0015, 以下「当社」といいます。) の電気需給約款(以下「需給約款」といいます。) にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者(以下「当該一般送配電事業者」 といいます。)が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受け、かつ原則として当社と の液化石油ガス販売(供給)契約により当社の液化石油ガス供給を受けるお客さまに対して、当社が 電気を供給するときの電気料金その他の需給条件等を定めたものです。
- (2) 本定義書は次の地域に適用します。ただし、電気事業法第2条第1項第8号/に定める離島には適 用いたしません。

中部電力パワーグリッド株式会社の供給|愛知県、岐阜県(一部を除きます。)、三重県(一部 を除きます。),静岡県(富士川以西)および長野県

2 実施期日

本定義書は、令和6年9月1日より実施します。

3 本定義書の変更

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、需給約款2(本約款等の変更)に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせ および廃止日を当社ホームページに掲示します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、需給条件の説明、契約変更前の書面交付および 契約変更後の書面交付を行なう場合は、需給約款2(本約款等の変更)(2)および(3)に準じます。

定義 4

需給約款 3(定義)に定義される言葉は,本定義書においても同様の意味で使用いたします。

単位および端数処理

需給約款 4(単位および端数処理)に定める単位および端数処理は,本定義書においても同様といたします。

エネワンLPプランS

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- イ 契約電流が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること
- □ 1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けの契約種別とあわせて契約する場合は、契約電 流と契約電力の合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満 であること

ただし、1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けの契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流と契約電力の合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式,供給電圧および周波数

- イ 供給電気方式および供給電圧は託送供給等約款によるものとし、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流三相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- □ 周波数は、次の通りといたします。

Ī	中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域	標準周波数 60 ヘルツ

(3) 契約電流

- イ 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、原則として、お客さまの申出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。
- □ イで定めた契約電流が需給開始時点で供給地点ごとに設定されている契約電流の値と異なる場合には、当社はお客さまに通知の上、需給開始時点で供給地点ごとに設定されている契約電流の値に変更することがあります。
- 八 電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器により、契約電流に応じた電流を制限いたします。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器によって契約電流に応じた電流制限が行なわれないことがあります。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、需給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および需給約款別表 2 (燃料費調整) (1)木によって算定された燃料費調整額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 30A	858円00銭
契約電流 40A	1,144円00銭
契約電流 50A	1,430円00銭
契約電流 60A	1,716円00銭

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21円33銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25円80銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28円75銭

(5) その他

電流制限器等を無断で取り外す等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、需給契約を解約することがあります。この場合、需給約款28(違約金)に定める違約金を申し受けます。

7 エネワン LP プラン L

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- イ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること
- □ 1需要場所において動力をご使用のお客さま向けの契約種別とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力の合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けの契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、口の契約容量と契約電力の合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式,供給電圧および周波数

- イ 供給電気方式および供給電圧は託送供給等約款によるものとし、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流三相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- □ 周波数は、次の通りといたします。

中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域	標準周波数 60 ヘルツ

(3) 契約容量

- イ 契約容量は、原則として、6 キロボルトアンペアから 50 キロボルトアンペア未満の間で、契約主開閉器の定格電流にもとづき、需給約款別表 4 (契約容量および契約電力の算定方法) により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。なお、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。
- □ イで定めた契約容量が需給開始時点で供給地点ごとに設定されている契約容量の値と異なる場合には、当社はお客さまに通知の上、需給開始時点で供給地点ごとに設定されている契約容量の値に変更することがあります。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、需給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および需給約款別表 2 (燃料費調整) (1)木によって算定された燃料費調整額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	286円00銭
---------------------	---------

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21円33銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25円80銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28円75銭

(5) その他

契約主開閉器を無断で取り外す,交換する等により,電灯または小型機器を使用することは不正利用となり,需給契約を解約することがあります。この場合,需給約款 28 (違約金) に定める違約金を申し受けます。

8 日割計算

当社は, 需給約款 16 (料金の算定) (1)イ, ロの場合は, 需給約款 17 (日割計算) にもとづいて, 日割計算いたします。

9 その他

その他の事項については、需給約款に定めるところによるものといたします。